



毎月2回10日・25日発行
発行所

川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)

川崎市川崎区宮本町1

電 話 044-200-2062

F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第70号) 137
- ◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(第71号) 137
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第72号) 138
- ◇川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例(第73号) 140
- ◇川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第74号) 140
- ◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第75号) 140
- ◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第76号) 141
- ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第77号) 141
- ◇川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例(第78号) 141
- ◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第79号) 141
- ◇川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例(第80号) 142
- ◇川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例(第81号) 142
- ◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第82号) 142
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正す

る条例(第83号) 143

- ◇川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例(第84号) 143
- ◇川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例(第85号) 143
- ◇川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例(第86号) 143

規 則

- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第94号) 144
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第95号) 145
- ◇川崎市地区まちづくり育成条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第96号) 145
- ◇川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則(第97号) 145
- ◇川崎市公報発行規則の一部を改正する規則(第98号) 145
- ◇川崎市保健所事務分掌規則等の一部を改正する規則(第99号) 146
- ◇川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則(第100号) 153
- ◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第101号) 153
- ◇川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第102号) 169
- ◇川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(第103号) 172
- ◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(第104号) 172
- ◇川崎市金銭会計規則の一部を改正す

設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第76号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第77号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第127条の4第1項及び第127条の8第1項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成4年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例(平成16年川崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部改正)

第4条 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改め、同条第2項中「又は法第18条第16項」を「、法第18条第20項」に改め、「通知を行った日」の次に「又は同条第24項に規定する書面の交付を受けた日」を加える。

第11条第2項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第78号

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成15年川崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「区域又は」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の施行の際現に同法による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第79号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例(昭和30年川崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。